大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

（目的）

第１条 本要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成２９年４月１日付け雇児保発０４０１第１号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「保育士等キャリアアップ研修のｅラーニング等による実施方法について」（平成３１年４月１５日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき、保育士等キャリアアップ研修実施機関（以下「研修実施機関」という。）の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

（研修実施機関の指定要件）

第２条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

（１）市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。

（２）研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。

（３）研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。

（４）研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の代表者、役員若しくは関係者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

　　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

７７号）第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

　　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

　　　ウ　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

（５）次の要件を満たす研修を実施すること。

ア　研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

（ア）専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

（イ）マネジメント研修

（ア）の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

（ウ）保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ　研修内容

研修内容は、ガイドライン別添１「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ　研修時間

研修時間は、１分野１５時間以上であること。

エ　講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ　実施方法

集合研修のほか、ｅラーニングによる研修を実施することができる。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

　　　カ　ｅラーニングによる研修実施

　　　　　ｅラーニングによる研修を実施する場合は、１分野３時間以上の集合研修を行わなければならない。

　　　　　当該集合研修は、演習、グループ討議等を組み合わせたものとし、ｅラーニングよる研修の内容を踏まえたものとすること。

　　　　　受講者が不正行為を行わないよう知事が必要と認める不正防止対策をとること。

キ　実施場所等

　　　研修は大阪府内で実施すること。ただし、ｅラーニングによる研修（ｅラーニングに係る集合研修を除く。）を実施する場合は、この限りでない。

　　　研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

（６）以下に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

ア　 研修修了の確認

１５時間以上の研修（ガイドライン別添１「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたもの）を全て受講していることを確認すること。

イ　研修修了の評価

研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

なお、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができる。

（７）以下に定めるとおり研修修了の情報管理を行うこと。

ア　修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第１号「保育士等キャリアアップ研修修了証（以下「修了証」という。）」を交付すること。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

（ア）修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（27）- 修了証の発行年（２桁（西暦の下２桁））- 研修指定番号（３桁）- 通し番号（５桁）」の12 桁とすること。

研修指定番号は、研修実施機関の番号（２桁）（指定時に大阪府で決定し、通知する）と研修種別番号（１桁）の３桁の番号とする。なお、「研修種別番号」はガイドライン別添２「修了証番号について」のとおりとすること。

（イ）修了証の効力

修了証については、大阪府以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ　研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うこと。

（ア）研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

大阪府が他の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申込み時において、受講希望者本人から同意を得ること。

（イ）研修修了者名簿の提出

研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、様式第２号「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」に、研修修了者名簿並びに修了者レポート、受講アンケート及び使用教材の写し等、修了及び研修内容が確認できる書類を添付して、知事に提出すること。

（ウ）個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、研修の実施において知り得た情報をみだりに他人に知らせないこと。

ウ　修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

なお、研修修了者の情報に変更があった場合は、研修修了者名簿を更新し、速やかに知事に提出すること。

（８）適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

（指定の申請）

第３条　申請者は、研修実施予定日の２か月前までに、必要事項を記載した様式第３号「保育士等キャリアアップ研修指定申請書（以下「申請書」という。）」に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

なお、下記の必要書類のうち、エについてはｅラーニングによる研修を申請する者のみ提出するものとし、キからスまでについては市町村、指定保育士養成施設及び既にいずれかの研修分野において研修実施機関の指定を受けた者の場合は省略できるものとする。

ア　事業計画（様式第３号の１）

イ　研修会場見取図

ウ　研修カリキュラム（様式第３号の２）

エ　ｅラーニング実施計画書（様式第３号の２の２）

オ　講師履歴調書（様式第３号の３）

カ　就任承諾書（様式第３号の４）

キ　定款又は寄付行為

ク　履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

ケ　決算報告書（直近１事業年度のもの）

コ　誓約書（様式第３号の５）

サ　要件確認申立書（様式第３号の６）

シ　暴力団等審査情報（様式第３号の７）

ス　その他知事が必要と認める書類

２　当該申請者が、指定の申請以前に実施した研修を、この要綱の定める内容を満たした研修として指定を受けようとする場合は、申請者はこの要綱に定める内容を満たした研修を実施したことを確認できる書類を前項の必要書類（イ、カを除く。）と併せて申請書に添付して知事に提出しなければならない。なお、前項の提出期限はこの限りではない。

（指定の通知）

第４条　知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、様式第４号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」により研修実施機関の指定を行う。

２　知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

（指定の効力）

第５条　前条による指定は、指定を行った研修のみ効力を有する。

２　研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第５号「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新申請書」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

なお、下記書類のうち、エについてはｅラーニングによる研修を申請する者のみ提出するものとし、研修会場又は講師に変更がない場合は、イ又はオについては、省略できるものとする。

ア　事業計画（様式第３号の１）

イ　研修会場見取図

ウ　研修カリキュラム（様式第３号の２）

エ　ｅラーニング実施計画書（様式第３号の２の２）

オ　講師履歴調書（様式第３号の３）

カ　就任承諾書（様式第３号の４）

３　前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新申請書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該申請を拒否することができる。

（指定内容の変更）

第６条　研修実施機関は、第３条又は前条の申請により指定を受けた内容を変更するときは、速やかに様式第６号「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」に変更に係る書類を添付し提出しなければならない。

２　前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該申請を拒否することができる。

（調査及び指導）

第７条　知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又はその職員に、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（指定の取消し）

第８条　知事は、研修実施機関が、この要綱に定める内容に該当しなくなったと認めるとき又は前条に規定する指導に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

（その他）

第９条　この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月２日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年６月２２日から適用する。

　　　附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に改正前の大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定により提出されている様式は、改正後の大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱の規定により提出されたものとみなす。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年３月３０日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年２月２日から施行し、令和３年１１月１７日から適用する。ただし、様式第３号の６及び様式第３号の７については、令和３年１１月２２日から適用する。

２　この要綱の施行の際、現に改正前の大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱（以下「新要綱」という。）の規定により提出されたものとみなす。

３　旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。